

# ボーリング調査不許可求める

## 上関原発建設計画

### 祝島が山口県に申入れ

中電への占有許可  
巡り公開質問状提出 法的根拠なし

中国電力が七日上関原発建設予定海域の一般海域占有許可を山口県に申請したことを受けて二〇日、上関原発を建てさせない祝島島民の会(清水敏保代表)のメンバーなどが山口県に対して海上ボーリング調査申請の不許可を求める申し入れをおこなった。さらに同会は二六日には「一般海域占有許可に係る利害関係人についての公開質問状」を提出し、県の中電への占有許可に法的根拠がないことを明らかにした。

### 質問回答期限は11月7日

二〇日には山口県庁で「上関原発予定地の海上ボーリング調査申請の不許可を求める申し入れ」をおこない、おもに以下の点について質した。

- ①上関原発予定地の海上ボーリング調査に係る一般海域占有許可申請を不許可とすること。
- ②昨年のボーリング調査のさいに出された一般海域占有許可に関して、以下の点について明らかにすることを要望する。

(1) 中国電力が廃止届けを出すに至った要因はなにか。また、その要

因は、現在解消されたのか。

(2) 一般海域占有許可を出すさいに「この占有及び工作物の設置によって損失を受ける者があるときは、許可を受けた者の負担において現状回復又は損失の補償を行うこと」との条件が付されているが、その条件が満たされたか否かを確認したのか。

③新型コロナウイルス感染症が流行しているさなか、いまだ着工の目処が立っていない原発建設に関連したボーリング調査は不要不急のものではないのか。

山口県側は「一般海域の利用に関する条例」に従って適切に対処しているとする見解に終始した。

一般海域占有許可には「利害関係人の同意」が必要とされている(一般海域の利用に関する条例施行規則二条一項五号)。すなわち祝島の漁業者の同意が必要だ。祝島の漁業者は中電から漁業補償金を受けとっておらず、当該海域での許可漁業や自由漁業を営む権利を持っている。さらに

当該海域は自由使用も認められている。

にもかかわらず、これまで山口県は「利害関係人は排他独占的権利の権利者に限る」とする法的根拠のない独自の見解を持ち出し、「祝島漁民の同意は不要」とし、祝島の漁業者の同意書もなく、打診もおこなわず中電に占有許可を出してきた。

同会は二六日には村岡県知事に「一般海域占有許可に係る利害関係人に

ついでに公開質問状」を提出した。公開質問状は、山口県が「利害関係人は排他独占的権利の権利者に限る」とするものとなっている「漁業権は排他独占的権利」の見解に法的根拠がないことを明らかにしている。

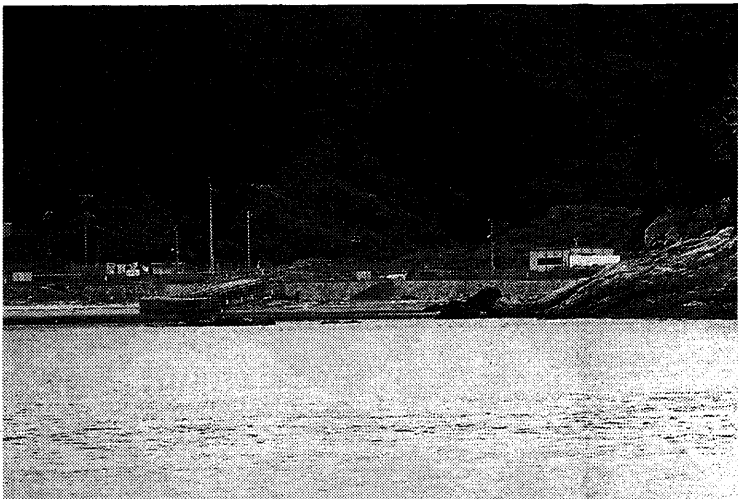
### 提出した公開質問状の要旨

公開質問状の要旨は以下の通り。

一、「漁業権は排他独占的権利」について  
山口県は、「漁業権は排他独占的権利」という見解を持っている。なるほど水産庁ホームページには次のような記述がある。

※漁業権は一定の水面で特定の漁業を排他的に営む権利であり、下記の種類があります。

※漁業法では、漁業権は「一定の水面において



中電の上関原発建設計画で埋立て予定の四代田ノ浦

特定の漁業を一定の期間排他的に営む権利とされています。

しかし、これらの記述は誤解を招きかねない不正確な記述と思われる。

それは、共同漁業権の漁場区域内に定置漁業権や区画漁業権が存在しているところから明らかである。

水産庁で「漁業法の神様」と呼ばれていた浜本幸生氏が平林・浜本著『水協法・漁業法の解説』に明記しているように、「漁業権は漁場の独占利用権ではなく、水面を支配し又は占有する権利でもない」のだ。実際、共同漁業権の漁場区域においては、定置漁業権等が併存しているのみならず、海水浴やサーフィンなどの自由使用も自由にない。共同漁業権以外のあらゆる権利・利益が併存可能だ。

ところで、少なくとも浜本幸生氏のご健在の頃（一九九九年まで）は、漁業権の定義に「排他的」という表現が使われたことはない。「排他的」という表現の淵源は漁業法研究会『逐条解説漁業法』（二〇〇五年一月発行）にあると思われる。

同書三六頁には次のように記されている。

（４）漁業権は漁業を排他的に営む権利である。漁業権は、漁業を排他的に営むことができる権利であるので、漁場区域内において漁業権に基づかず同種の漁業が営まれば、当該漁業を排除することができる（法第二三条第一項参照）。

このように「排他的」という表現が最初に使われたさいには、排他的という対象は「同種の漁業」

しかも「漁業権に基づかずに営まれている同種の漁業」に限定されていた。ところが、その後「排他的」の意味が次第に拡大解釈され、今では水産庁によってさえ対象の限定なしに使われるに至ったと解釈するほかない。

上掲引用文に記されている漁業法第二三条第一項も、「漁業権は、物権とみなす」との規定であり、漁業権が物権的権利であることの根拠にはなっても「排他的権利」であることの根拠にはならない。

漁業権が排斥しうる権利・利益は「同種の漁業」、より正確に言えば「面的かつ立体的に同一の水域において同一の魚種を対象とする漁業」に限られると思われる。

以上のことは、一〇月二二日に熊本一規明治学

院大学名誉教授が水産庁の管理調整課等に連絡して確認された。水産庁は、同教授の見解に同意され、内部的に検討すると回答されたそうだ。

そこで以下質問する。

Q1 山口県は、漁業権が排斥し得る権利・利益を如何に考えておられるのか。

の利害関係人を「排他独占的権利」に限定することについて

山口県は、一般海域占有許可の利害関係人を「排他独占的権利」、具体的に共同漁業権の権利に限定している。しかし、そのように限定できない法的根拠はまったくないこと、条例にもまったくない規定がないことは、山口県自身認めている。

二、一般海域占有許可

排他独占的権利（共同魚権）とボーリング調査は相容れないから」と説明している。

しかし、この説明は、共同漁業権が漁場区域を排他独占的に使用することであり、共同漁業権が共同漁業権以外のあらゆる権利・利益と併存可能である以上、理由として成り立たない。

もちろん、海面を使用する事業が海面に存する利益を侵害して損失が生じる場合には、損失補償を支払って権利者の同意を得ないかぎり、事業実施は違法にあたる。

共同漁業権も祝島漁民が持つ「慣習法上の公共物使用権」も、海面を排他独占的に占有する権利ではない。また、権利侵害にともなう損失補償が支払われなければボーリング調査が違法事業になる点もまったく同じだ。

したがって、利害関係人に共同漁業権者のみを含め、公共物使用権の権利者を含めない根拠はまったくない。

そこで以下質問する。

Q2 行政行為には法的根拠が必要と思われるが、山口県は法的根拠がないのに「運用してきたから」を理由として行政行為をおこなっているのか。そなたとすれば、本末転倒であるばかりか、違法行為にあたるのではないか。

Q3 利害関係人に共同漁業権者を含め、公共物使用権の権利者を含めない根拠はなにか。

以上の質問について一月七日までの回答を求めている。